

横浜市災害時における安全で衛生的な生活水の確保に関する要綱

制定 平成8年5月30日 衛公第145号（局長決裁）
最近改正 令和元年5月1日 健総第75号（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市地域防災計画に基づき、地震等の災害発生時に、上水道が復旧するまでの間、市内にある井戸水を安全で衛生的な生活用水として活用できるよう必要な事項を定めることにより、地域における給水の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱で「災害応急用井戸」とは、災害時に地域住民の洗浄水などの生活用水（非飲用）として利用するため市長が指定した井戸又は湧水をいう。

（指定）

第3条 市長は、井戸又は湧水の所有者又は管理者（以下「井戸の所有者等」という。）が災害応急用井戸として、井戸水等を提供する意志のあるものについて第4条に定める指定要件を満たした井戸を災害応急用井戸として指定するものとする。

（指定要件）

第4条 災害応急用井戸の指定要件は、原則として次のとおりとする。

- (1) 市内の井戸又は湧水であること。
- (2) 井戸の所有者等がいること。
- (3) 水質は別表1に定める基準を満たすこと。
- (4) 井戸本体及び周囲の状況は、別表2に定める基準を満たすこと。
- (5) 市内住民に周知できるよう井戸又は湧水の所在地、所有者氏名等の必要事項を公表できるものであること。

（拡充）

第5条 市長は、井戸の所有者等に対し、災害応急用井戸の募集、その他必要な方法によって、災害時に安全で衛生的な生活水を確保しその拡充を図るものとする。

（指定の申出）

第6条 災害応急用井戸の指定を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、災害応急用井戸指定申出書（第1号様式）に必要な事項を記入し、市長に申し出るものとする。

（申出後の水質検査等）

第7条 市長は、前条に規定する申出を受けたときは、当該井戸等の水質検査及び周囲の状況の検査を実施するものとする。

（指定等の決定）

第8条 市長は、前条に規定する水質検査等の結果が第4条第3号及び第4号に該当すると認められたときは、災害応急用井戸指定決定通知書（第2号様式）を、認められないときは災害応急用井戸不指定通知書（第3号様式）を申出者に通知するものとする。

なお、指定を受けた者（以下「設置者」という。）に対し、市長は「災害応急用井戸協力の家」プレート（第4号様式）及びその他必要なものを交付するものとする。

(管理)

第9条 市長は、災害時に迅速かつ安全に災害応急用井戸を活用できるよう次のことを行うものとする。

- (1) 災害応急用井戸の所在地等の公表及び名簿の管理
- (2) その他必要な措置

2 設置者は次のことを行うものとする。

- (1) 「災害応急用井戸協力の家」プレートの掲示
- (2) 災害発生時には、速やかに井戸等の点検等を行い、応急的に水質の安全を確認すること。

(指定の解除)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、災害応急用井戸の指定を解除できる。

- (1) 設置者が、指定の解除を申し出た場合。
- (2) その他、市長が必要と認めた場合。

第11条 (削除)

第12条 (削除)

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に指定されている災害応急用井戸については、この要綱で指定された災害応急用井戸とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に指定されている災害応急用井戸については、この要綱で指定された災害応急用井戸とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

別表 1

項 目	基 準
pH値	5.8以上8.6以下であること。
臭気	異常でないこと。
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。

別表 2

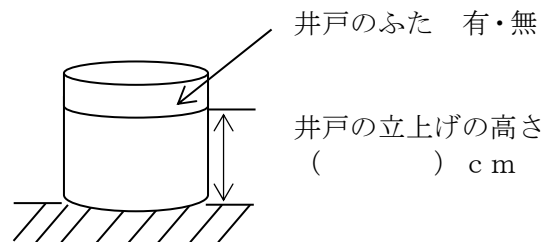
項 目	基 準
井戸の立上げ	おおむね15センチメートル以上あること。
ふた	防水密閉であること。また上部に水を汚染するものがないこと。
周辺の状況	井戸を汚染するようなものが周囲にないこと。

(裏)

井戸等の配置図 ※ 周辺の建物等との位置関係が分かるように記載してください。

井戸等の詳細図 ※ 井戸の立上げ、フタの有無等の構造が分かるように記載してください。

(記載例)



災害応急用井戸指定決定通知書

年 月 日

様

横浜市長

年 月 日に申込みのありました次の井戸について、災害応急用井戸に指定することに決定しましたので、横浜市災害時における安全で衛生的な生活水の確保に関する要綱第8条に基づき通知します。

なお、災害応急用井戸として指定した井戸については、災害時に地域の方々が井戸水を生活水として利用できるよう、井戸の所在地及び所有者氏名等を市民に公表します。

井戸所在地	
水の種類	井戸水 ・ 湧水
種類	掘井戸 ・ 打込井戸 ・ 湧水
汲み上げ方法	電動ポンプ ・ 手押しポンプ ・ つるべ 電動ポンプと手押しポンプ等との併用 ・ 装置なし その他 ()

災害応急用井戸不指定通知書

年 月 日

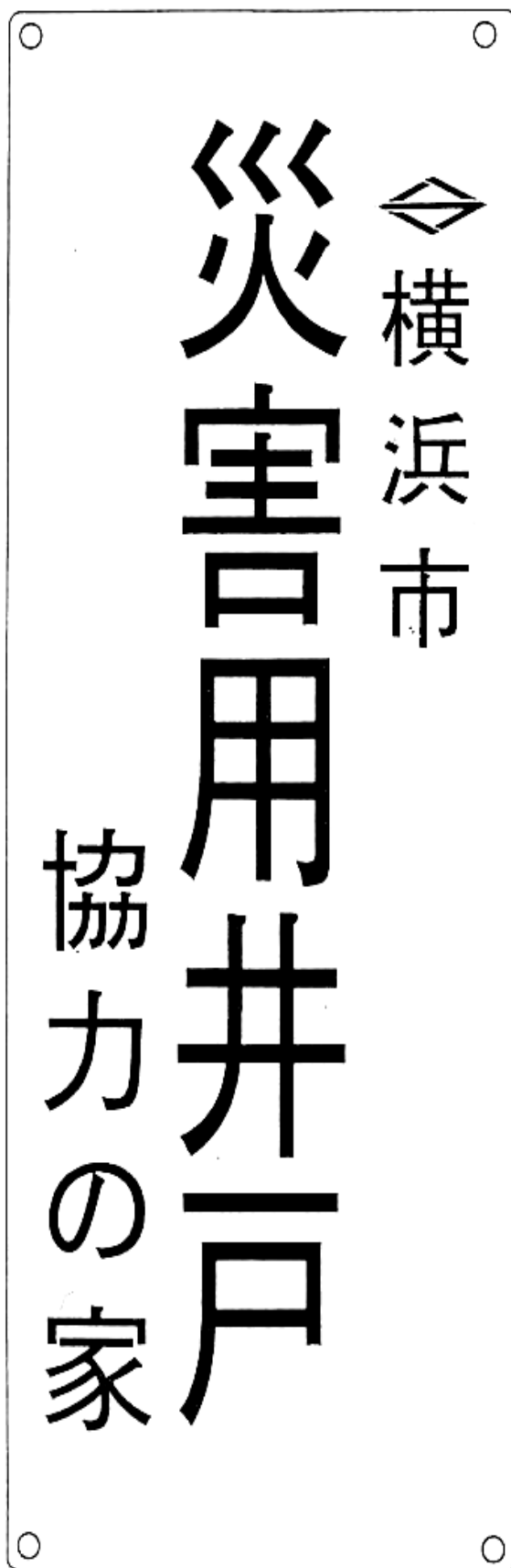
様

横浜市長

年 月 日に申込みのありました次の井戸について、横浜市災害時における安全で衛生的な生活用水の確保に関する要綱第4条の基準に適合しなかったため、災害応急用井戸に指定することができませんでしたので、通知します。

今後とも、災害応急用井戸事業の推進にあたり、御協力をお願いします。

井戸所在地	
水の種類	井戸水 ・ 湧水
種類	掘井戸 ・ 打込井戸 ・ 湧水
汲み上げ方法	電動ポンプ ・ 手押しポンプ ・ つるべ 電動ポンプと手押しポンプ等との併用 ・ 装置なし その他 ()



プレート仕様
たて 255mm
よこ 95mm